

犯罪被害者等早期援助団体について (被害者支援センター)

都道府県公安委員会が指定する、犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められた非営利法人は、民間支援団体として、次の事業を行います。

- (1) 被害者等に対する援助の必要性に関する広報啓発活動
- (2) 犯罪被害等に関する相談
- (3) 犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助
- (4) 物品供与又は貸与、役務の提供その他の方法による被害者等の援助 等

大阪府内では、平成20年9月にNPO法人**大阪被害者支援アドボカシーセンター**が指定されました。同センターでは、電話や面接による相談のほか、警察署や裁判所への付添支援や裁判の代理傍聴などの支援を行っています。

 相談電話 **06-6774-6365**



大阪被害者支援
アドボカシーセンター
キャラクター

会社でできる社会貢献のご案内

事件や事故の被害にあわれた方への支援にご協力ください

あなたのご寄附が、犯罪被害にあわれた方やそのご家族、ご遺族の支援活動に使われます。

● 社会貢献型自動販売機



清涼飲料の売上の一部が大阪被害者支援アドボカシーセンターへのご寄付になります。



● 金券 de 支援

ご寄贈いただいたチケット・金券・切手等の売却代金が大阪被害者支援アドボカシーセンターへのご寄付になります。

